

障がいのある学生支援について

学生支援センター学生生活支援室が相談窓口となり、学生生活委員会が関係部門(担当教職員、学生相談室、保健室、必要に応じて学外の専門家)と緊密に連携し、障がいのある学生が充実した学生生活を送れるようにサポートしていきます。

1. 相談窓口

学生支援センター学生生活支援室 044(953)9835 平日 8:45~17:15

2. 支援組織

学生生活委員会

3. 昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部 障がいのある学生支援に関する指針

1. 基本理念

昭和音楽大学および昭和音楽大学短期大学部(以下、「本学」という。)は、障害者基本法の基本理念に基づき、障がいの有無によって分け隔てることなく、本学に係る全ての者が人権を擁護し、相互に人格と個性を尊重しながら、ともに学びあうことを目指す。

2. 定義

障がいのある学生とは、障害者基本法第2条第1号に定めている「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態」にある学生を指す。

3. 基本方針

- (1)本学に在籍する障がいのある学生が他の学生と等しい条件のもとで、学生生活が送れるよう支援を行う。
- (2)障がいのある学生に対する修学支援は、本人の意思の表明を尊重して必要かつ合理的な配慮を行う。
- (3)全学の関係者が協力して支援に取り組む。
- (4)個人情報の保護を徹底する。
- (5)成績評価については、ダブル・スタンダードは設けない。

4. 組織体制

学生支援センター学生生活支援室が相談窓口となり、学生生活委員会が関係部門(担当教職員、学生相談室、保健室、必要に応じて学外の専門家)と緊密に連携し、本指針に基づいた支援を行う。また、学生生活委員会は、障がいのある学生支援方策や課題の検討を行い、障がいのある学生の支援に係る全学的な取組みを推進する。